パブリック・コメント意見への対応(案)について

1. パブリック・コメント意見への対応(案)について

以下のとおり実施したパブリック・コメントでいただいた意見への対応(案)を表 1 に示す。なお、構成市町の財政や政策に関わる意見等には回答できないため、可能な範囲で回答した。

	内容
実施期間	令和6年11月18日(月)から同年12月17日(火)(30日間)
意見	提出者:7名 意見数:28件
意見反映の区分 (表 1 に対応)	○:意見を反映又は一部反映し、整備基本計画案を修正した…(4件) △:整備基本計画案を修正しなかった…(24件)

表 1 パブリック・コメントのご意見とその対応

No.	該当頁	意見概要	考え方及び修正内容	区分
1	p.9、 p.16	【吹上地域について】 鴻巣市吹上地域(旧吹上町)のごみの受入れはどのようになるか。	吹上地域のごみについても新施設で受入れるものとして整備基本計画(案)では整理していますが、本計画中に明確にその旨を記載していないため、以下のとおり修正、追記を行います。 p.9 (1)本組合におけるごみ処理の流れの2行目 【修正前】現施設では、構成市町で収集した可燃ごみと、… 【修正後】現施設では、構成市町(鴻巣市吹上地域を除く)で収集した可燃ごみと、… p.16 (3)本組合におけるごみ処理の流れの3行目 【追記前】…、剪定枝の処理・再資源化を行う。 【追記後】…、剪定枝の処理・再資源化を行う。なお、現在、小針クリーンセンター等で処理を行っている鴻巣市吹上地域のごみについても新施設において処理を行う。	○

No.	該当頁	意見概要	考え方及び修正内容	区分
2	p.13～p.17、p.67～p.68	【プラスチックの混合収集について】 プラスチック製容器包装とプラスチック使用製品廃棄物の混合収集により、現在不燃ごみとして分別している汚れたプラスチックが混入し、マテリアルリサイクルの質が低下することを懸念する。 混合収集は新たな課題を生むと感じるため、汚れたプラスチックは粗大・不燃ごみ処理施設で取り扱うほうがよいと考える。	環境省が作成している「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」によると、汚れが付着しているプラスチック類については、分別収集に含めてはならないとされています。ご指摘のとおり、プラスチックが汚れていているとマテリアルリサイクル等ができなくなり、焼却等をせざるを得ない状況になってしまうため、住民の皆さまには引き続き、汚れを落として出していただくようお願いしてまいりたいと考えています。 また、プラスチック類の収集方法については構成市町と今後調整していくこととなりますが、現段階では、プラスチック製容器包装とプラスチック使用製品廃棄物を混合したままの状態で、不適物の選別・除去・圧縮梱包後に、容器包装リサイクル協会等に処理をお願いすることを想定しています。	△
3	p.14、資料編p.28	【補助的な施設の検討について】 「おむつの資源化」に関して、資料編 p.28に「今後も引き続き技術開発の動向や国の支援策等に情報収集を実施し、事業性が見込める場合には、改めて検討を行う」とあるが、曖昧な表現である。 技術の進展によって、新施設において新たな取組みが可能となるよう、今後、維持管理事業者との定期協議の項目にCCUシステムも含めて検討すると具体的に示してほしい。 また、二酸化炭素削減効果が見込まれる「BDF化施設」や「紙おむつリサイクル施設」については、カーボンニュートラルへの更なる取組みとして、事業者提案が可能な施設としてほしい。	「BDF（バイオディーゼル燃料）化施設」に関して、現在においても廃食油は構成市町で回収し、民間事業者に有価で販売し、資源化（燃料化）されています。また、構成市町から発生する廃食油の量では、設備を有効に活用できる量が確保できず、費用対効果を考慮すると本組合において施設を整備するメリットは低いと評価しています。 「使用済紙おむつリサイクル施設」については、開発段階の技術もあり、本事業における導入には課題が多いと評価しています。 「CCU（二酸化炭素の回収システム）」については、現段階では技術的な面で発展途上であり、回収した二酸化炭素の活用や処理、経済的な面でも課題があるとされています。 このような将来的な設備の増強に関わる内容については、構成市町の意向が最も重要であり、国の動向や技術発展等を鑑み、必要となった段階	△

No.	該当頁	意見概要	考え方及び修正内容	区分
			で、構成市町と検討する必要があると考えています。 　以上を踏まえ、本計画においては事業者提案を求めることは難しいと考えています。	
4	p.14	【補助的な施設の検討について】 　整備基本計画(案)では、生ごみの堆肥化、飼料化、トンネルコンポスト、ハイブリッド化、紙おむつや廃食油(BDF 化)などのリサイクル方式の処理施設を補助的な処理施設として、十分な検討を行うことなく不採用としている。 　このことは、国(環境省)が定める「循環型社会形成推進基本法」における「3R の推進」や「資源循環の強化」、「地域循環共生圏の構築」の方針に反しており、施設整備の基本方針2「限りある資源やエネルギーの有効活用を図り、地球に優しい施設」とも矛盾するものである。 　循環型のリサイクル方式の処理施設について再検討をするべきである。	ご意見に挙げられている各施設は、建設検討委員会において、各処理方式のメリットデメリットの整理や費用比較を行い、整備実現の可能性について、検討を重ねてきました。 　また、整備基本計画(案)は、構成市町の一般廃棄物処理基本計画の目標値(リデュース、リユースの取組みを踏まえたごみ排出量)を考慮した施設規模としていることや、剪定枝資源化施設やプラスチック資源循環促進法を踏まえたプラスチック類資源化施設の整備(マテリアルリサイクル)、可燃ごみ処理における熱回収の検討(サーマルリサイクル)等を行っていることからも、国の方針や施設整備の基本方針と矛盾するものではなく、それらに則って検討を重ねた結果であると考えています。	△
5	p.15	【剪定枝について】 　剪定枝は自己搬入のみとなっているが、施設の遠方に住む住民にとって自己搬入は不便であり、結果的に可燃ごみとして排出されることが予想される。 　剪定枝の分別収集方法について再考してほしい。	現段階においては、収集日頻度の増加に伴う収集運搬費の上昇が想定され、また、他自治体事例の調査では多くが自己搬入としていることから、家庭系の剪定枝については自己搬入のみを想定しています。 　新しく設ける施設となるため、まずは多くの自治体が採用している自己搬入のみとさせていただき、その状況等を見ながら今後構成市町と検討していくものと考えています。	△
6	p.15	【処理対象物について】 　プラスチック類資源化施設から発生する可燃残さは、誤分別によって混入した紙類や布、木片などを指すという理解でよいか。	プラスチック類資源化施設で発生する可燃残さについては、混入した厨芥類や紙類、布、木材などのほか、プラスチック類であっても食品残さや土砂等が付着し汚れたものはマテリアルリサイクル等ができず、焼却するしかないため、可燃残さとして焼却する想定です。	△

No.	該当頁	意見概要	考え方及び修正内容	区分
7	p.15	【プラスチック類について】 　プラスチック類を燃やさないことには賛成であるが、劣化したプラスチック類を資源物として民間へ運搬する際にマイクロプラスチックの発生を懸念する。劣化したプラスチック類は慎重に処理してほしい。	劣化したプラスチック類の分別や収集方法などの取り扱いについては、いただいたご意見を参考に、次年度以降実施する事業者選定の事務において、作成する要求水準書の中で検討します。	△
8	p.16	【適切な分別について】 　重要ポイントの「適切な分別が重要」というのが、「排出元の住民の分別を示唆しているのか」、「資源化施設で適切に分別していくということなのか」が分かりにくい。 　資源化施設の効率を上げるためにも、基本姿勢としては、「排出元での適切な分別が重要」といった表現で示したほうがよいのではないか。	ご指摘の文言は前者の意図をもって記述しておりました。 p.16 重要ポイント8行目を以下のとおり修正します。 【修正前】…最大限活用するための適切な分別が重要である。 【修正後】…最大限活用するため、排出元での適切な分別が重要である。	○
9	p.17	【建設予定地について】 　後背湿地である建設予定地は、周辺と比べても極めて低い土地であり、必要以上に整備費が増加する問題についてはこれまで幾度か指摘されてきたことであるが、きちんと検討されていないと考える。 　建設予定地を郷地安養寺にすること自体が施設整備の基本方針4「経済性と効率性を勘案した施設」に反している。 　また、浸水想定のある地域に位置しており、防災上の観点からも建設予定地として不適切である。	鴻巣市周辺の地形は、以下の3つに大別されます。 ①比較的安定した地盤の大宮台地 ②比較的軟弱な地盤である谷底平野（氾濫平野） ③元荒川周辺などの微高地（自然堤防） 　このうち、住宅が多く分布する①と③は、用地取得に補償物件等が存在する場合、多大な費用と時間を要することが想定されるため、建設予定地とすることは効果的ではないと考えます。 建設予定地は、②に該当し、現状は水田のため、表層は地盤改良が必要な土地ではありますが、ボーリングデータから建物を支持する地盤も確認しており、液状化の可能性も低いとされています。また、移転が必要となる住宅や構造物はなく、県道に隣接するため進入道路の築造が不要であることなど、メリットが多くあります。 　水害についても、整備基本計画（案）p.93～96や建設検討委員会に	△

No.	該当頁	意見概要	考え方及び修正内容	区分
			おいて、経済性も考慮したうえで施設の機能維持に必要な浸水対策を検討しており、防災上からも不適切とは考えていません。 　いずれの場所に建設する場合であっても、その場所ごとにさまざまな対策費用が必要となることから、建設予定地が必要以上に整備費を増加させるものではないと考えます。	
10	p.19 ～ p.20	【建設予定地について】 　図2．6過去に実施した地質調査結果から、建設予定地は軟弱地盤であり、重厚な人工構造物の建設可否に疑問がある。 　鴻巣行田北本環境資源組合が実施したものとは異なる切土工、盛土工、法面工、地盤対策工、擁壁の設置等の具体的な造成工事の方法及び工種毎の費用内訳を示してほしい。	現時点においては、表土の撤去処分、圧密沈下対策、周辺地盤との縁切り工法、盛土工を想定して、コンサルタント調べにより概算造成工事費を算出しています。 　p.142の表4.12に記載のとおり、具体的な施工内容については、今後実施する地盤技術解析の結果を踏まえ、検討していきます。	△
11	p.20 p.116	【建設予定地について】 　p.116「今後実施する地質調査結果に基づく地盤対策を考慮した計画とする。」とあるが、p.20の過去に実施した地質調査結果はあてにならないということか。	p.116の記載における「地質調査結果」とは、p.142の記載における「地盤技術解析」と同一のものであり、改めてボーリング調査等を実施するということではなく、得られているボーリング調査結果から最適な工法等を検討するというものです。 　そのため、過去に実施した地質調査結果はあてにならないということではありません。 p.116　3.11.2 造成計画の6行目を以下のとおり修正します。 【修正前】今後実施する地質調査結果に基づく… 【修正後】今後実施する地盤技術解析に基づく…	○
12	p.25	【関係法令について】 　文化財保護法は該当しないこととなっているが、埼玉県埋蔵文化財保護条例及び鴻巣市文化財保護に関する規則等では該当するのではないか。	文化財保護法では「周知の埋蔵文化財包蔵地（あらかじめ遺跡の存在が認められ、市町村又は県教育委員会が公にしている地図と台帳に登録されている土地）」に該当する場合に届出が必要とされています。建設予定地	△

No.	該当頁	意見概要	考え方及び修正内容	区分
			は埋蔵文化財包蔵地に該当しないため、文化財保護法の適用は「該当しない」で整理しています。 　ただし、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の未発見の遺跡や土器等が発見された場合には、文化財保護法第 96 条に則り、遺跡発見の届出が必要となります。 　なお、埼玉県文化財保護条例及び鴻巣市文化財保護条例には、埋蔵文化財包蔵地に関する内容はなく、該当しないと整理しています。	
13	p.25	【関係法令について】 　都市緑地保全法は該当しないこととなっているが、埼玉県内では敷地面積 1,000m^2 以上の建築行為を行う場合にはふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第 26 条に基づき緑化計画書届出制度がある。	都市緑地法の対象は緑地保全地域及び特別緑地保全地区のため、建設予定地は「該当しない」で整理しています。 　p.27に整理しているとおり、本組合としても「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」は該当するものと認識していますが、ご意見をいただいたということは記載内容が分かりにくかったものと考えます。 p.27 3)ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例3行目を以下のとおり修正します。 【修正前】…新施設の整備にあたっては、「緑化を要する面積」、「接道部の緑化」、「高木植栽本数」のそれぞれについて緑化基準を満たす必要がある。 【修正後】…新施設の整備にあたっては、敷地面積1,000m^{2}以上の建築を行うため、「緑化を要する面積」、「接道部の緑化」、「高木植栽本数」のそれぞれについて緑化基準を満たす計画とし、届出が必要となる。	○
14	p.43	【リサイクルについて】 　可燃ごみ処理施設が147t/日に対して剪定枝資源化施設は4．1t/日であり、リサイクルが 3%に満たないものとなっている。 　整備基本計画(案)は、2市1町の「ゼロカーボンシティ」宣言に反し	リサイクル率は、可燃ごみだけではなく、全てのごみを対象として算出される値であり、新施設で処理するごみだけでなく、構成市町で回収予定の資源物(ビン・カン・ペットボトル等)や集団回収量も考慮する必要があります。なお、参考までに中間処理後のセメン	△

No.	該当頁	意見概要	考え方及び修正内容	区分
		ており、地球沸騰化に加担するようなごみ処理施設を市民町民の多額の税金をかけてつくることになり、次世代に大きな禍根を残すことになる。	ト原料化等を含めた新施設におけるリサイクル率は約 18.2%と想定され、構成市町で実施するリサイクルを含めると2市1町におけるリサイクル率はさらに高くなると考えられます。 また、新施設ではマテリアルリサイクルができないごみについてもできる限り熱エネルギーの回収(サーマルリサイクル)を行う予定であり、整備基本計画(案)p.75～80 に記載のとおり「脱炭素社会」の実現を見据えた計画としています。	
15	p.51 ～ p.63	【処理方式について】 紙類や有機物を燃やさないリサイクル処理施設を検討の選択肢から排除し、ストーカ式焼却炉を選定していることは、施設整備の基本理念「地球に優しい『循環型社会』、『脱炭素社会』を目指し、市民町民に親しまれる施設づくりを進めます」に反している。 これでは、構成市町が掲げる 2050 年ゼロカーボンシティの実現は"絵に描いた餅"と言わざるをえない。	新施設で処理する可燃ごみは、その多くが紙類、生ごみ、木くず等であり、p.75 の重要ポイントに示すように、これらの焼却処理によって排出された二酸化炭素はカーボンニュートラルとして扱われ、環境省が集計する温室効果ガス排出量の算定対象に含まれません。 また、可燃ごみの一部分として、やむを得ず含まれる合成繊維や合成皮革等の分別・リサイクルができないプラスチック類についても、熱エネルギーの回収により、できる限り環境負荷を減らす計画としています。 以上のことから、処理方式の選定結果は、ゼロカーボンシティ宣言や基本理念に反していないと考えます。	△
16	p.51 ～ p.63	【処理方式について】 処理方式選定はストーカ式焼却炉にするために評価項目及び評価基準を設定しているように思われる。疑問の一部を以下に示す。 ①処理生成物(資料編 p.55 表 4.3) ストーカ式焼却炉から排出される焼却灰は埼玉県清掃行政研究協議会を通して太平洋セメント㈱に有料で処理されている。一方、ガス化溶融炉(シャフト式)から排出されるメタル及びスラグは有価で売	処理方式の選定は、施設整備の基本方針に基づき多角的な視点から総合的に評価した結果であり、ストーカ式焼却炉にするために評価項目及び評価基準を設定しているものではありません。 ご意見としていただいた疑問点については以下のように考えます。 ①ご指摘の項目は資源物の回収量を評価する項目であり、費用の観点で評価するものではありません。また、費用の観点は参考維持管理費の項目において、セメント資源化に係	△

No.	該当頁	意見概要	考え方及び修正内容	区分
		却可能である。お金の出入りが異なるため、同じ評価にはならないと考える。また、セメント生産量は減少傾向にあることから、将来的な処理には不安がある。 ②建設実績(p.59 表 3.19) ガス化溶融炉(シャフト式)は最新技術であるため、建設実績が少ないのは当たり前であり、評価に差が生じないと考える。 ③施設建設費(p.59 表 3.19) ストーカ式焼却炉とガス化溶融炉(シャフト式)の施設建設費用の差は 6.5%であり、分別負担の軽減や災害廃棄物処理を考慮したときに、その差額は許容範囲であると考える。	る費用を考慮したうえで評価しています。なお、第3回建設検討委員会資料１に示したようにメタル・スラグも必ずしも有価で売却できるものではありません。 ②ガス化溶融炉(シャフト式)は、1980年からある技術であり、ダイオキシン類特別措置法の施行(2002年)や最終処分場の枯渇による需要の高まりにより、2000年頃から導入が進んでいる方式のため、最新技術ではないと考えます。 また、整備基本計画(案)では平成24 年度(2012 年度)から令和4年度の建設実績を比較検討しており、その件数はストーカ式焼却炉が 73 件、ガス化溶融炉(シャフト式)が7件となっているため、評価に差が生じるものと考えます。 ③施設整備の基本方針4「経済性と効率性を勘案した施設」を踏まえても、施設建設費の差は重要であり、同じ評価にはならないものと考えています。 また、分別負担に関しては、排出元による分別が、資源循環や脱炭素社会の実現のために必要であり、一定のご協力をお願いしたいと考えています。	
17	p.72	【水質汚濁防止法について】 建設予定地の水質汚濁防止法に基づいた各基準値の状況(p.72の全て)を教えてほしい。	表 3.31 及び表 3.32 に示す水質汚濁防止法に基づく排水基準値は新施設から排出される処理水(生活排水)を公共水域に放流する場合に遵守するべき基準値であり、現在の数値等があるものではありません。	△
18	p.77	【収集車両について】 二酸化炭素排出量の算定において、収集車両は軽油使用時の二酸化炭素排出量を試算しているが、ごみ収集車両においても電気自動車の導入が進んでいると考える。 電気自動車の導入について、どのように考えているのか。	ごみ処理分野においても EV 車の導入は進んでおり、p.86のエネルギー利用方針においても、「公用車や収集運搬車両のEV車利用も検討していく」としています。 二酸化炭素排出量の試算においては、現段階で台数等の試算はできないため、本計画においては、一般的な軽油使用の場合の二酸化炭素排出量を試算しています。	△

No.	該当頁	意見概要	考え方及び修正内容	区分
19	p.87	【新施設に求める役割・機能について】 表 3.37 ⑤防災備蓄及び⑥見学者の受入地域コミュニティの活動の場について、一定の備蓄や流しなどの設備は整備してほしい。	ご意見のとおり、一定の備蓄や流しなどの設備は必要と考えています。 今後の検討の参考とさせていただきます。	△
20	p.102	【環境学習・啓発機能について】 p.102 表 3.46 では体験学習は行わないこととしているが、基本方針5では「環境学習の場として、市民町民に開かれた施設」を掲げており、基本理念・基本方針に沿った整備基本計画(案)になっていないと考える。 例えば、環境学習室として場所を用意し、住民参画の講座を開設したりするなど、住民に開かれた親しまれる施設にしてほしい。	同表のとおり、経済性を考慮し、専属の人員が必要となるような体験学習等の講座は行わないこととしていますが、多目的利用ができる会議室は整備する予定となっていますので、多目的利用等の中で方針 5 について検討していきます	△
21	p.126	【水路について】 現在、建設予定地内にある水路について、造成工事により盛土を行えば問題にならないものであるのか、何らかの排水対策が必要なものであるのかが分からない。	新施設整備にあたって建設予定地は農地ではなくなることや、該当水路を廃止したことで周辺農地への影響はないことから、造成工事により盛土を行うことで問題ないものと考えています。	△
22	p.127	【搬入出路について】 県道 308 号線と建設予定地の間には水路があるため、搬入出路確保のためには橋の建設が必要と考えるが、整備基本計画(案)には記載がない。どのように考えているか。	P.127 の想定図において県道から直接搬入することが示されていますので、これに基づき、現在、関係機関と協議を行っており、検討中となっております。	△
23	p.117 p.142	【全体事業費について】 p.142 概算施設整備費には、周辺道水路の整備は含まれていないとあるが、p.117 に記載がある施設外周に設ける雨水側溝の予算は含まれていないということか。 構成市町の負担金に関わるところであり、周辺道水路の整備の費用や所掌(鴻巣市または組合)について、計画段階で財政計画に反映するべきである。	周辺道水路等については、関係機関と協議中であることから、現時点でお示しすることはできません。協議が整い次第お知らせしていきます。	△

<table>
<tr><th>No.</th><th>該当頁</th><th>意見概要</th><th>考え方及び修正内容</th><th>区分</th></tr>
<tr><td>24</td><td>p.142</td><td>【全体事業費について】
人件費や建設費が高騰する中で概算施設整備費も高騰することが想定され、構成市町の負担額に不安がある。財源が乏しい我が吉見町において、一体どれだけの整備負担があるのか。
整備基本計画(案)の財源計画において、2市1町の負担割合や今後の返済計画、年間あたりの運営・維持管理費、耐用年数などを含めた今後の整備計画を住民に情報提供して、町全体で熟考した方がよいと思う。
大規模な予算立てに不安があるため、近隣自治体への処理委託や民間施設の活用なども含めて再考してほしい。</td><td>新施設の運営・維持管理費はp.142(1)概算事業費10行目に示すとおり1年あたり約12億円を見込んでいます。
また、構成市町の負担額や今後の返済計画についても調査を進めています。
耐用年数については、機器によって5年から15年程度であり、長寿命化計画を策定し、定期的に部品交換を行いながら、維持管理を行います。全体的には、長寿命化を実施することで35年程度になると想定されます。
なお、地域の中で発生するごみは当該地域の自治体が責任をもって確実に処理をする必要があります。このことから、ほとんどの自治体が安定的な処理を行うため、自ら施設を建設し、管理しています。</td><td>△</td></tr>
<tr><td>25</td><td>p.142</td><td>【全体事業費について】
11月15日の鴻巣議会たよりには、概算費用が711億円とあった。
鴻巣行田北本環境資源組合における概算費用が600億円にもなり、行田市があまりに高額という理由で離れた経緯があるが、人口が6万人もすくなくなったにもかかわらず、100 億円以上増えている理由が明らかになっていない。
鴻巣行田北本環境資源組合のボーリングの資料等も引用しているので、各コスト資料も比較して、増加の根拠を説明する必要があると考える。</td><td rowspan="2">費用増加についてですが、日本銀行の国内企業物価指数をみると、鴻巣行田北本環境資源組合の計画が白紙となった翌年の令和 2 年度に対して本計画の概算事業費を検討した令和 5 年度の物価上昇率は 119.6%です。
また、一般社団法人日本建設業連合会のまとめでは、世界的な原材料及び原油等エネルギーの品不足や価格高騰・円安 の影響を受けて、建設工事の資材価格などが高騰し、加えて、政府の賃上げの方針や労務単価の引き上げなどによる建設現場で働く建設技能労働者の賃金の上昇により、全建設コスト(平均)は令和2年度から令和6年度で約21～25%上昇しているとしています。このような状況が、建設費が上昇している主な原因であると考えられます。
また、鴻巣行田北本環境資源組合との比較についてですが、鴻巣行田北本環境資源組合は別の組合となり、施設の内容等についても異なりますの</td><td>△</td></tr>
<tr><td>26</td><td>p.142</td><td>【全体事業費について】
全体事業費は約706億円となり、費用が過大であるとして白紙撤回に至った鴻巣行田北本環境資源組合の約611億円と単純比較しても、約100億円近い費用が余計にかかることとなる。
交付金を除いた実質的な負担額は約467億円となり、人口比で按</td><td>△</td></tr>
</table>

No.	該当頁	意見概要	考え方及び修正内容	区分
		分すると鴻巣市は約273億円(毎年約 13.7 億円の支出)となる。鴻巣市は2008年に財政非常事態宣言を発出しているが、再度の発出に繋がりかねないことに大きな危機感と強い懸念を抱いている。	で、比較を行うことはできません。 本組合といたしましても財政負担が過大になることは避けたいと考えていますので、事業者選定においては、VE 提案(事業費削減に資する提案)の受入検討などを十分に行い、引き続き事業費の精査を進めてまいります。	
27	p.143	【事業スケジュールについて】 表 4.14 事業スケジュールについて、造成工事は3年間としているが、期間内に地盤の安定化が可能であるのか。	現時点では造成工事は3年間で完了する見込みですが、造成工事の詳細については、今後実施する地盤技術解析等を踏まえ引き続き検討していきます。	△
28	−	【住民との合意形成について】 周辺住民から建設候補地の白紙撤回を求める126筆の署名が提出されていたにもかかわらず、地元の承認を得たとして、周辺住民から説明会を開いてほしいという要望に未だ答えようとしていない。 埼玉中部環境保全組合議会に「ごみ処理施設問題を考える会」から10月9日に提出された「新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定に関する請願書」は15日の議会にて採択には至らなかったものの、賛同署名は623筆以上が集まった。 こうした市民からの要望や声にも応えず、どのようにして周辺住民と合意を得るのか。何回でも説明会を開き、住民・市民・町民との合意形成を得る努力をすべきである。 以上より、整備基本計画(案)の抜本的な見直しと再検討を求める。	組合ではごみ処理施設建設について住民の皆さまからご理解ご協力をいただくため、以下のような取組みを行っています。 いただいたご意見にはすべて回答しており、本事業に反映できるものは反映するように努めています。 ・地元協議会の設置 地元である郷地安養寺地区内の自治会の代表者の皆さまや、環境事業に携わって頂いている環境衛生委員の皆さま、農業関係の皆さま、小学校の保護者の代表者の皆さまで構成される地元協議会を設置し、地元の意見要望などをお聞きしています。 ・意見箱の設置 構成市町の役所及び建設予定地に近い笠原公民館に、どなたでも書面で意見等を投函できる「意見箱」を設置しています。この意見箱にいただいたご意見については、すべて回答しており、合わせてご本人のご希望により、その内容を組合のホームページにも掲載しています。 ・住民説明会の実施 令和5年9～10月に構成市町のホールと建設予定地近くの公民館をお借りし、説明会を開催しました。また、	△

No.	該当頁	意見概要	考え方及び修正内容	区分
			第2回目の説明会は、令和7年度の前半に開催したいと考えています。このように、説明会は、計画的に開催していくこととしており、「説明会を開いてほしい」というご要望にお応えしていきたいと考えています。	

2. 整備基本計画(案)における修正箇所について

整備基本計画の策定にあたり、パブリック・コメントの意見等を踏まえて修正した箇所を表 2 及び表 3 に示す。

なお、パブリック・コメントの反映による修正箇所を青色(No.の列)、事務局の再確認による修正箇所を黄色(No.の列)とする。

表 2 整備基本計画(案)の修正箇所(1/2)

No.	頁	修正箇所	修正内容
1	p.9	(1)本組合におけるごみ処理の流れ 2 行目	吹上地域のごみ処理について明記するため、以下のとおり修正した。 【修正前】現施設では、構成市町で収集した… 【修正後】現施設では、構成市町(鴻巣市吹上地域を除く)で収集した…
2	p.16	重要ポイント8行目	重要ポイントの意図を明確にするため、以下のとおり修正した。 【修正前】最大限活用するための適切な分別が重要である。 【修正後】最大限活用するため、排出元での適切な分別が重要である。
3	p.16	(3)本組合におけるごみ処理の流れ 3 行目	吹上地域のごみ処理について明記するため、以下の文を追記した。 【追記】なお、現在、小針クリーンセンター等で処理を行っている鴻巣市吹上地域のごみについても新施設において処理を行う。
4	p.22	図 2.7 建設予定地周辺の道路状況	車両規制の区域について誤りがあったため修正した。
5	p.23	表 2.10 想定する搬入出車両台数	マテリアルリサイクル推進施設から発生する処理生成物の搬出車両について追記した。
6	p.25	表 2.13 建設予定地に係る主な法令等規制	法律名及び適用範囲等に記載した名称に誤りがあったため、以下のとおり修正した。 【修正前】法律名:都市緑地保全法 適用範囲等:緑地保全地区内 【修正後】法律名:都市緑地法 適用範囲等:緑地保全地域及び特別緑地保全地区内
7	p.26	表 2.13 建設予定地に係る主な法令等規制	建設予定地は指定地域内ではないため、工業用水法の適用を「△」→「×」に修正した。

凡例)青色:パブリック・コメントの反映による修正箇所
黄色:事務局の再確認による修正箇所

表 3 整備基本計画(案)の修正箇所(2/2)

No	頁	修正箇所	修正内容
8	p.27	3)ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	条例の内容を具体的に記載した。 【修正前】…新施設の整備にあたっては、「緑化を要する面積」、「接道部の緑化」、「高木植栽本数」のそれぞれについて緑化基準を満たす必要がある。 【修正後】…新施設の整備にあたっては、敷地面積 1,000m^2 以上の建築を行うため、「緑化を要する面積」、「接道部の緑化」、「高木植栽本数」のそれぞれについて緑化基準を満たす計画とし、届出が必要となる。
9	p.73	表 3.33 ごみ処理施設(埼玉県内)及び新施設の自主基準値	上から3項目目は「竣工年度」と記載していたが、新施設では「稼働開始年度」を令和14年度予定としているため、項目名を以下のとおり修正した。 また、項目名の変更に合わせて現施設の記載も修正した。 【修正前】竣工年度 【修正後】稼働開始年度
10	p.82	3.7.2 他自治体におけるエネルギー利用状況	本文を図 3.17 に合わせて修正した。
11	p.95 p.96	2)計画規模・想定最大規模の降雨による浸水への対策	建築計画により施設に浸水対策を行うパターン B の対策内容を具体的に記載した。
12	p.101 p.102	表 3.45 及び表 3.46 新施設における環境学習・啓発機能の導入方針	凡例の「△:新施設への導入を今後検討」は該当する項目がなくなったため、削除した。
13	p.116	表 3.48 主要諸室計画	中央制御室が2つ記載されていたため、後半の記載を削除した。
14	p.116	3.11.2 造成計画	誤解を招く表現を修正した。 【修正前】造成工事の範囲は、上記の地盤対策の他、土工事… 【修正後】造成工事の範囲は、地盤対策、土工事…
15	p.116	3.11.2 造成計画	誤解を招く表現を修正した。 【修正前】今後実施する地質調査結果に基づく… 【修正後】今後実施する地盤技術解析に基づく…
16	p.118	表 3.49 湛水想定区域での盛土行為に対する必要対策量の算定等 ほか	算定結果の数値に誤記があったため修正した。
17	全体	誤字脱字	内容に関係しない誤字脱字を修正した。

凡例)青色:パブリック・コメントの反映による修正箇所
黄色:事務局の再確認による修正箇所

以上